

**諮問第116号の答申
農業経営統計調査の変更について（案）**

本委員会は、諮問第116号による農業経営統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成30年8月10日付け30統計第576号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「農業経営統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2) 理由等」の「ア 調査対象の属性的範囲の変更」、「ウ 報告を求めらるる事項の変更」及び「キ 集計事項の変更」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 調査対象の属性的範囲の変更

本申請では、「営農類型別の経営状況を把握する調査」（以下「経営統計調査」という。）における調査対象区分について、下表のとおり、従前の世帯又は組織の別による「個別経営体」及び「組織法人経営体」から、法人格の有無による「個人経営体」及び「法人経営体」に変更する計画である。

表 経営統計調査における調査対象区分

現 行		変更案	
区分	調査上の定義	区分	調査上の定義
個別経営体	法人格の有無に関わらず、世帯による農業経営を行う経営体	個人経営体	世帯による農業経営を行う経営体のうち法人格を有しない経営体
組織法人経営体	個別経営体以外の農事組合法人及び会社組織による経営体	法人経営体	世帯による農業経営を行う経営体のうち法人格を有する経営体、及び農事組合法人並びに会社組織等による経営体

これについては、「諮問第89号の答申 農業経営統計調査の変更について」（平成28年7月26日付け統計委第4号。以下「前回答申」という。）における今後の課題に対応し、農業経営体の実態の正確かつ的確な把握に資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、この変更に伴う結果表章に当たっては、「法人経営体」について、「個別法人経営

体（一戸一法人）」^(注)及び「組織法人経営体」に区分した調査結果も継続して提供することにより、従前の調査結果との時系列比較に配慮するとともに、従前の一戸一法人を含む「個別経営体」と、これを除いた「個人経営体」では、営農面積または飼養頭数の大規模階層における調査結果に断層が生じる懸念もあることから、公表時に十分かつ丁寧な説明を行う必要があることを指摘する。

(注) 従前の世帯による農業経営を行う経営体である「個別経営体」のうち法人格を有する経営体（一戸一法人）をいう。

イ 報告を求める者の変更

本申請では、経営統計調査の個人経営体、及び「農畜産物の生産に係る費用を把握する調査」（以下「生産費調査」という。）の個別経営体の報告者数をそれぞれ縮減する一方で、①これまで目標精度を設定していなかった抽出区分における目標精度の設定、②一部の抽出区分における目標精度の引き上げ、③営農面積又は飼養頭数による大規模階層区分の細分化に伴い、大規模経営体を中心に経営統計調査の法人経営体及び生産費調査の組織法人経営体の報告者数を拡充する計画である。

これらについては、農業経営体の構造変化や調査結果の利活用目的を踏まえたものであることから、適当である。

ウ 報告を求める事項の変更

(ア) 調査票の構成の見直し等

本申請では、「現金出納帳」、「作業日誌」及び「経営台帳」の3種類の調査票を廃止し、「経営統計調査票」（個人経営体用及び法人経営体用の2種類）及び「生産費調査票」（農畜産物の品目別等に16種類）を新設する計画である。

これについては、報告者の負担抑制にも配慮しつつ、効率的な統計作成に資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、作業内容別の労働時間等を把握する調査事項に記入する際のメモとして希望者に配布する労働時間等整理補助表については、調査票とは異なるものであることから、報告者に紛れが生じないように、当該様式上に提出は不要である旨を記載する必要があることを指摘する。

また、申請書に添付された調査票案については、多数の誤植等が見られることから、別紙1のとおり、修正する必要があることを指摘する。

(イ) 「現況」、「損益計算書」及び「貸借対照表」を把握する調査事項の新設・再編〔経営統計調査票〕

本申請では、認定農業者の有無や農業研修生の受入状況等の農業経営体における現況に加え、損益計算書及び貸借対照表に基づく経理事項を把握する調査事項を新設・再編する計画である。

これらについては、施策ニーズ等の変化に対応するとともに、税務申告書類や財務諸表から転記可能な調査項目を設定することにより、報告者負担の抑制にも配慮したものであることから、おおむね適当である。

ただし、個人経営体用調査票の経費項目において、調査結果の時系列比較が可能となるよう、図1のとおり、別掲して把握する計画である「交際費」及び「市場手数料」につい

ては、報告者に忌避感や紛れが生じないように、図2のとおり、当該項目のレイアウトを修正する必要があることを指摘する。

【変更案】

図1 (経営統計調査票 (個人経営体用))

この欄には、対象となる指定品目が、それぞれの科目に占める割合を記入してください。

指定品目名

科目	説明	金額 (円)	うち指定品目の割合 (%)
経費	作業用衣料費	農作業に必要な衣類・靴・帽子等の購入費	
	農業共済掛金	共済掛金、農用車両の保険料・共済掛金	
	減価償却費	農用建物、構築物、農機具、生物等固定資産の減価償却費	
	荷造運賃手数料	販売に要したダンボール、袋、紐等の代金、ライスセンター・共同選果場の料金、運賃、検査料等	
	雇人費	雇川労賃及び雇い費・交通費	
	利子割引料	借入金利息、手形割引料、債務保証料	
	地代・賃借料	農地代、農用建物代金、農機具等の使用代金	
	土地改良費	客土・揚排水施設等の維持管理費	
	雑費	上記以外の費用	
	小計	④ 上記租税公課～雑費までの経費の合計	
農産物以外の棚卸高	期首	⑤ 農産物以外の期首棚卸高	
農産物以外の棚卸高	期末	⑥ 農産物以外の期末棚卸高	
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	⑦ 未成熟果樹、育成牛等の育成に要した費用		
経費合計	①+②+③+④+⑤-⑥-⑦		

1 任意勘定科目記入欄
 廃止申告書の任意勘定科目に「交際費」や「市場手数料」などがある場合は、ここに転記してください。

2 交際費について
 雑費に交際費が含まれている場合は、右の欄に実額を記入してください。実額がわからない場合は、雑費に占める割合を記入してください。

科目	金額 (円)	雑費に占める割合 (%)
交際費		

3 市場手数料について
 荷造運賃手数料に市場手数料が含まれている場合は、右の欄に実額を記入してください。実額がわからない場合は、荷造運賃手数料に占める割合を記入してください。

科目	金額 (円)	荷造運賃手数料に占める割合 (%)
市場手数料		

【統計委員会修正案】

図2 (経営統計調査票 (個人経営体用))

この欄には、対象となる指定品目が、それぞれの科目に占める割合を記入してください。

指定品目名

科目	説明	金額 (円)	うち指定品目の割合 (%)
経費	作業用衣料費	農作業に必要な衣類・靴・帽子等の購入費	
	農業共済掛金	共済掛金、農用車両の保険料・共済掛金	
	減価償却費	農用建物、構築物、農機具、生物等固定資産の減価償却費	
	荷造運賃手数料	販売に要したダンボール、袋、紐等の代金、ライスセンター・共同選果場の料金、運賃、検査料等	
	うち 市場手数料	選果・市場等の販売手数料、出荷荷団体の手数料 (市場までの輸送運賃・検査料、保架料等)	
	雇人費	雇川労賃及び雇い費・交通費	
	利子割引料	借入金利息、手形割引料、債務保証料	
	地代・賃借料	農地代、農用建物代金、農機具等の使用代金	
	土地改良費	客土・揚排水施設等の維持管理費	
	雑費	上記以外の費用	
うち 交際費	借入金や仕入先等の事業に直接関係のある者に対する貸付、保証、保証、保証等のための費用		
小計	④ 上記租税公課～雑費までの経費の合計		
農産物以外の棚卸高	期首	⑤ 農産物以外の期首棚卸高	
農産物以外の棚卸高	期末	⑥ 農産物以外の期末棚卸高	
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	⑦ 未成熟果樹、育成牛等の育成に要した費用		
経費合計	①+②+③+④+⑤-⑥-⑦		

(ウ)「生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入」等を把握する調査事項の再編・充実〔経営統計調査票〕

本申請では、過去1年間における①農畜産物の品目別生産量・販売数量（頭数）・販売金額、②農作業受託収入、③農業に関連して受け取った制度受取金・共済金等及び支払った制度積立金・共済掛金等の額、④農業生産関連事業に係る収支状況等に関する調査事項を再編・充実する計画である。

これらについては、施策ニーズ等の変化に対応するものであることから、おおむね適当である。

ただし、農業生産関連事業収支を把握する調査事項については、農業生産関連事業全体の収入金額をよりの確に把握する観点から、図3のとおり、事業区分として「その他」の区分を追加する必要があることを指摘する。

図3 【統計委員会修正案】
(経営統計調査票(個人経営体用))

【12】農業生産関連事業収支

- 各農業生産関連事業の収入金額を記入してください。金額での記入が難しい場合は、割合を記入してください。
また、各農業生産関連事業の収入金額が税務申告の農業収入に含まれる場合は、「はい」に○を記入してください。

この欄には、「【4】事業収支の概要」(8ページ)の④「収入金額 計」に占める割合を記入してください。

区 分		収入金額(円)	割合 (%)	農業収入に含まれる
1	農 産 加 工 農産加工事業の売上高	億 千 百 十		はい
2	観 光 農 園 観光農園、関連施設内での売上高			はい
3	貸 し 農 園 貸し農園の売上高			はい
4	農 家 民 宿 農家民宿での売上高			はい
5	農 家 レ ス ト ラ ン 農家レストランでの売上高			はい
6	そ の 他 上記以外の売上高			はい

また、法人経営体用調査票における水稻、麦類及び豆類の作業区分別の受託面積を把握する調査事項については、すべての作業区分において面積での記入を求めているが、記入すべき面積の定義が不明確なものや複数回作業が行われるもの、面積での把握が困難な作業区分もあることから、報告者に紛れが生じないように、次図4のとおり、

- 「育苗」について、引受けた苗箱等の数量から田植えの「ほ場面積」を見積もって記入する、
- 「耕うん・整地」など同一の「ほ場」で複数回行う作業について、延べ面積を記入することを注記する、
- 「乾燥・調製」について、数量により把握する、
よう修正する必要があることを指摘する。

図 4

【統計委員会修正案】
 (経営統計調査票 (法人経営体用))

- 2 水稲、麦類及び豆類の作業受託がある場合は、作業ごとの①受託面積等、
 ②収入金額を次の表に記入してください。

1 受託面積等
 ・育苗は、引き受けた苗箱等の数量から、田植えのほ場面積を見積もり記入してください。
 ・耕うん・整地や防除などで、同一のほ場を複数回にわたって作業した場合は、延べ面積を記入してください。
 ・乾燥・調製は、水稲の場合は玄米、麦類の場合は玄麦、豆類の場合は乾燥子実の数量を記入してください。

2 収入金額
 収入金額は、各作業に対する金額を記入してください。
 各作業に対する金額の記入が難しい場合は、1の農作業受託収入に占める割合を記入してください。

3 全作業
 全作業には、同一ほ場において、育苗から乾燥・調製までの一切の作業を受託した面積(実面積)、その収入金額を記入してください。

(2) 麦 類

区 分	①受託面積等	②収入金額 (円)	1の金額に占める割合 (%)
全 作 業	a		
部 耕うん・整地	a		
分 は 種	a		
防 除	a		
作 刈 取・脱穀	a		
業 乾 燥・調 製	kg		
そ の 他	a		

(1) 水 稲

区 分	①受託面積等	②収入金額 (円)	1の金額に占める割合 (%)
全 作 業	a		
部 育 苗	a		
耕うん・整地	a		
分 田 植	a		
防 除	a		
作 刈 取・脱穀	a		
業 乾 燥・調 製	kg		
そ の 他	a		

(3) 豆 類

区 分	①受託面積等	②収入金額 (円)	1の金額に占める割合 (%)
全 作 業	a		
部 耕うん・整地	a		
分 は 種	a		
防 除	a		
作 刈 取・脱穀	a		
業 乾 燥・調 製	kg		
そ の 他	a		

(エ) 「経営の概況」を把握する調査事項の新設・再編等〔全ての生産費調査票〕

本申請では、農畜産物を生産する農業経営体における経営概況として、①経営耕地面積、②世帯員及び農業就業者等の人数、③認定農業者の有無に関する調査事項を新設・再編等する計画である。

これらについては、施策ニーズ等の変化に対応するものであることから、おおむね適当である。

ただし、経営耕地を把握する調査事項の区分については、集計区分を含め、経営統計調査票との整合性を図るため、図5のとおり、当該調査票の土地区分と同一区分に修正する必要があることを指摘する。

図 5

【変更案】

(米生産費調査票 (個別経営体用))

【統計委員会修正案】

(米生産費調査票 (個別経営体用))

【1】経営の概況

1 経営耕地

農業経営に利用している耕地の状況を記入してください。

区 分	所有地 (a)	借入地 (a)
田	ha a	ha a
畑	普通畑	
	樹園地	
牧草地		



【1】経営の概況

1 経営耕地

農業経営に利用している耕地の状況を記入してください。

区 分	所有地 (a)	借入地 (a)
田	ha a	ha a
普通畑		
樹園地		
牧草地		

また、米生産費調査票において、報告者に紛れが生じないよう、図6のとおり、「食用米」のうち「主食用米」には政府備蓄米等も含まれることを定義上において明確になるように修正する必要があることを指摘する。

図6 【統計委員会修正案】

(米生産費調査票 (個別経営体用))

※1 食用米とは
食用に供する水稲のことをいい、種子も含めた主食用米（政府備蓄米、新規需要米のうち酒造用米、輸出用米を含む。）、加工用米、米粉用米が該当します。（食用以外の飼料用米、WCS用稲、バイオエタノール用等は含みません。）

※2 この調査での食用米の生産とは
自家生産のことをいい、受託による生産は含みません。

4 直近5か年の10a当たり収量

直近5か年における食用米の10a当たり収量を記入してください。

区 分	1年前	2年前	3年前	4年前	5年前
10a当たり収量 (kg)					

本調査の対象作物は、食用米（食用に供する水稲のことをいい、種子も含めた主食用米（政府備蓄米、新規需要米のうち酒造用米、輸出用米を含む。）、加工用米、米粉用米）です。食用以外の飼料用米、WCS用稲、バイオエタノール用等は含めないでください。

さらに、米生産費調査票、麦類生産費調査票、そば生産費調査票、大豆生産費調査票及びなたね生産費調査票の調査対象作物生産における作業の受委託の状況を把握する調査事項についても、すべての作業区分において面積での記入を求めているが、記入すべき面積の定義が不明確なものや複数回作業が行われるもの、面積での把握困難な作業区分もあることから、報告者に紛れが生じないよう、上記（ウ）と同様に、図7のとおり、修正する必要があることを指摘する。

図7 【統計委員会修正案】

(米生産費調査票 (組織法人経営体用))

11 食用米生産における作業受託・委託の状況

全作業には、同一ほ場において、育苗から乾燥・調製までの一切の作業を受託した面積（実面積）を記入してください。
 耕うん・整地や防除などで、同一のほ場を複数回にわたって作業した場合は、延べ面積を記入してください。
 育苗は、引き受けた苗箱等の数量から、田植えのほ場面積を見積もり記入してください。
 乾燥・調製は、玄米の数量を記入してください。

(1) 受託作業別の状況

区 分	数 量	単 位
全 作 業		a
耕うん・整地		a
育 苗		a
田 植		a
防 除		a
刈 取・脱穀		a
乾 燥・調 製		kg

(2) 委託作業別の状況

区 分	数 量	単 位
育 苗		a
耕うん・整地		a
田 植		a
防 除		a
刈 取・脱穀		a
乾 燥・調 製		kg
ライスセンター		kg
カントリーエレベーター		kg

(オ)「対象品目の生産のために使用した資材等」、「物件税及び公課諸負担」等を把握する調査事項の再編〔全ての生産費調査票〕

本申請では、農畜産物の生産のために使用した資材等の使用数量・購入金額等や、農畜産物の生産に関係した負担金（物件税、公課諸負担、借入金及び支払利子等）の金額等を把握する調査事項を再編する計画である。

これらについては、報告者負担の抑制にも留意しつつ、効率的な調査の実施を図るとともに、施策ニーズ等の変化に対応するものであることから、おおむね適当である。

ただし、図8のとおり、内訳欄を記入する場合に「計」欄への記入を不要としている点については、調査結果の正確性の確保等の観点から、原則「計」欄への記入を求めるとともに、「計」に対する「内訳」であることを明確にするよう図9のとおり修正する必要があることを指摘する。

図8

【変更案】

(米生産費調査票 (個別経営体用))

・食用米のみの生産に係る金額を記入する場合は、100 (%) としてください。
 ・食用米以外の金額を含めて記入する場合には、その用途に応じた使用割合を目安に記入してください。

【6】借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子
 当年産の食用米生産のための借入金及び支払利子について記入してください。
 なお、内訳欄を記入する場合、「計」欄の記入は不要です。

資金名 (用途)	調査開始時 未償還残高 (円)	支払利子額 (円)	食用米 負担割合 (%)
短期 (計)	万 千 百 十	万 千 百 十	
借入金			
長期 (計)	万 千 百 十	万 千 百 十	
借入金			
買掛未払金	万 千 百 十	万 千 百 十	

注：土地の取得に関する借入金を除いて記入してください。

図9

【統計委員会修正案】

(米生産費調査票 (個別経営体用))

・食用米のみの生産に係る金額を記入する場合は、100 (%) としてください。
 ・食用米以外の金額を含めて記入する場合には、その用途に応じた使用割合を目安に記入してください。

【6】借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子
 当年産の食用米生産のための借入金及び支払利子について、黄色の欄に記入してください。
 なお、内訳欄を利用してそれぞれの「計」の内訳を記入する場合は、その合計が「計」となるよう記入してください。

資金名 (用途)	調査開始時 未償還残高 (円)	支払利子額 (円)	食用米 負担割合 (%)
短期 (計)	万 千 百 十	万 千 百 十	
借入金			
長期 (計)	万 千 百 十	万 千 百 十	
借入金			
買掛未払金	万 千 百 十	万 千 百 十	

注：土地の取得に関する借入金を除いて記入してください。

エ 報告を求める事項の基準となる期間の変更

本申請では、畜産物に係る生産費調査の調査対象期間について、従来の年度単位から暦年単位に変更する計画である。

これについては、税務申告書類等からの転記を可能とすることにより報告者負担の抑制を図るとともに、効率的な統計作成に資するものであることから、適当である。

オ 報告を求めるために用いる方法の変更

本申請では、報告を求めるために用いる方法について、調査票の構成や調査事項の見直しに伴い、報告者が自ら調査票に記入の上、年1回提出する方法に変更する計画である。

これについては、報告者負担の抑制にも配慮しつつ、統計調査業務の効率化等に資するものであることから、適当である。

カ 報告を求める期間の変更

本申請では、調査票の構成や調査事項の見直しに伴い、経営統計調査票の提出期限については報告者が税務署に確定申告した月又は総会等により決算報告が行われた月のそれぞれ翌月、生産費調査票の提出期限については農畜産物の各品目の調査対象期間終了月の翌々月に変更する計画である。

これについては、調査結果の利活用時期を踏まえつつ、報告者に十分な記入期間を確保するよう配慮するものであることから、適当である。

キ 集計事項の変更

本申請では、調査事項の変更等に伴い、所要の集計事項の変更を行うとともに、経営統計調査の調査対象の属性的範囲の区分の変更に伴う表章区分の変更及び「農業経営体」全体の表章の追加、他産業との比較が可能となるよう企業会計基準等に則った表章項目への変更等を行う計画である。

これについては、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも対応するものであることから、おおむね適当である。

ただし、上記アのとおり対応する必要があることを指摘する。

2 前回答申における今後の課題及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）における課題への対応状況について

本調査については、前回答申において、①調査対象区分の見直し及び②「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の調査結果を踏まえた検討について指摘されている。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）においても、上記①及び②に加え、家族経営体の大規模階層及び組織経営体への標本の重点化及び家族経営体における営業利益等企業会計と同様の調査項目の把握の検討について指摘されている。

これらの指摘に対する農林水産省の対応状況及びそれに対する評価は、以下のとおりである。

(1) 家族経営体の大規模階層及び組織経営体への標本の重点化及び家族経営体における営業利益等企業会計と同様の調査項目の把握の検討について

本課題について、農林水産省は、上記1(2)イのとおり、経営統計調査及び生産費調査に

において、大規模階層区分の細分化並びに経営統計調査における法人経営体及び生産費調査における組織法人経営体の標本を拡充するなど、標本設計の見直しを行うとともに、上記1（2）ウ（イ）のとおり、経営統計調査票の経理事項を把握する調査事項について、個人経営体は税務申告書類（青色申告決算書）から、また、法人経営体は財務諸表から転記可能な項目を設定することとしている。

これらについては、農業の担い手層における経営収支等の実態のよりの確かな把握等に資するものであることから、適当である。

（2）調査対象区分の見直しについて

本課題について、農林水産省は、上記1（2）アのとおり、経営統計調査において、従来、「個別経営体」に区分していた一戸一法人を「組織法人経営体」に統合し、「個人経営体」及び「法人経営体」による区分に変更することとしている。一方、法人経営体のうち、農事組合法人及び会社法人を除きNPO法人を含む「その他の法人」の割合は、法人経営体全体の3%程度のため、現時点での見直しは行わないとしている。

これについては、調査結果の継続性や本調査の母集団となる農林業センサスとの整合性等に留意しつつ、農業経営体の実態のより正確かつ的確な把握に資するものであることから、適当である。

（3）「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の調査結果を踏まえた検討について

本課題について、農林水産省は、平成30年度（2018年度）に取りまとめる平成29年産の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、当該調査事項の見直しの必要性について検討する予定であり、現時点では、当該調査事項を追加した平成29年産の調査結果が公表されていないため、検証・分析を行う段階には至っていないとしていることから、引き続き検討を進める必要がある。

3 今後の課題

今回の変更では、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）などに基づく農林水産施策推進の基礎データを整備するとともに、調査の簡素・効率化及び報告者負担の軽減等を図るため、調査対象区分から集計事項に至る調査計画の全般的な見直しが計画されている。

しかしながら、2020年農林業センサスの結果を基にした母集団情報の更新及び標本選定抽出の前での見直しとなることや、調査体系や調査方法等調査計画全般を抜本的に見直すことなどによる影響も懸念されることから、今回の変更後における調査事項の記入状況や報告者負担の状況を含めた調査の実施状況、調査結果の継続性等について多角的に確認・検証を行い、2020年農林業センサスの結果を踏まえた標本抽出までに、調査計画全般について必要に応じて改善・見直しを行う必要がある。

なお、検討に際しては、以下の事項について、特に留意すべきである。

（1）生産費調査の調査対象区分の検討

今回、経営統計調査の調査対象区分を変更する一方、生産費調査の調査対象区分については、現時点では見直しを行わないこととしたため、両調査における調査対象区分が異なることとなった。

このため、利活用上の支障も考慮しつつ、生産費調査の調査対象区分等について検討する

必要がある。

(2) 標本設計の必要な見直しの検討

経営統計調査においては、今回新たに目標精度を設定した営農類型については、結果精度とのかい離が生じること、また、法人経営体については、特に営農規模の大規模階層において、一経営体当たりの農業粗収益の分散が大きくなることも懸念される。

このため、本調査結果の営農類型別精度及び分布状況など事後的に精度検証を行い、実態に即した標本設計となるよう、必要な検討・見直しを行う必要がある。

(3) 調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討

今回新たに農林業センサスの結果をベンチマークとして、農業経営体全体の結果を推計することとしているが、当該推計方法については、個人経営体が年々減少する一方、法人経営体が増加する傾向にある中、ベンチマークの切り替えに伴う調査結果の断層が生じることも懸念される。

このため、調査結果を踏まえつつ、推計方法の妥当性等について検証・検討する必要がある。

(4) 調査票の構成及び調査事項の更なる見直しの検討

今回の調査票の構成及び調査事項の新設・再編等の抜本的な変更に伴い、調査票への正確かつ的確な記入の確保や、調査結果等にも影響が生じることが懸念される。

このため、調査結果の検証・分析結果や調査結果の利活用状況等を踏まえ、より有用な調査となるよう、以下の事項を含め、調査票の構成及び調査事項全般について精査し、必要な見直し・改善を検討する必要がある。

ア 米生産費調査票において、食用米に限定して把握する調査事項については、農業経営体が経営全体を通じてコスト低減に取り組んでいる状況等を踏まえ、飼料用米を含む米全体を把握する調査事項とすることを含め、整理・検討すること。

イ 生産費調査票における土地の面積については、地域農業再生協議会や農業共済組合等が保管する情報、また、牛乳生産費調査票における搾乳牛等の取引状況については、報告者が保有する管理データ等の活用可能性についてそれぞれ検討すること。

ウ 生産費調査票の作業別労働時間を把握する調査事項において、男女別に把握する必要性について精査するとともに、生産費調査票(組織法人経営体用)における高齢者に重点を置いた構成員の年齢階層区分(「65歳未満」、「65～69歳」、「70～74歳」及び「75歳以上」の4区分)について、より若い年齢階層の実態も把握可能となるよう、区分の見直しを検討すること。

エ 米生産費調査票において、「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、引き続き検討すること。

(5) オンライン回答の推進の検討

本調査における現行のオンライン回答率は1%にも満たない状況で推移しており、統計調査業務の効率化や記入内容の正確性の確保等の観点から、更なる推進を図ることが重要と考えられる。

このため、報告者が回答しやすく、分かりやすい電子調査票への見直しやオンライン回答

によるインセンティブが働くような情報提供等のオンライン回答率向上方策について検討する必要がある。

農業経営統計調査 調査票の修正について

対象調査票	訂正箇所	修正前	修正後
営農類型別経営統計調査票(個人経営体用)	「○必ず記入しなければならない項目」の表の【3】貸借対照表の説明文	資産や負債の状況について転記してください。	資産や負債の状況について転記又は記入してください。
	「3 農業生産関連事業がある場合」の記入注意	(前略) 農家民宿、農家レストラン)を行っている場合には、(後略)	(前略) 農家民宿、農家レストランなど)を行っている場合には、(後略)
	【2】損益計算書の1(農業収支)の表の表頭	(追加)	「説明」を追加(脱字)
	【3】貸借対照表の点線囲み内の記入注意	(前略) 各勘定科目の金額を記入してください。	(前略) 各勘定科目の金額を転記又は記入してください。
	【11】指定品目に係る労働の概要の「2 作業別労働時間」の表「経営管理・間接労働」の説明文	(前略) 集会出席、技術取得、簿記記帳 など	(前略) 集会出席、技術習得、簿記記帳 など
営農類型別経営統計調査票(法人経営体用)	「2 農業生産関連事業がある場合」の記入注意	(前略) 農家民宿、農家レストラン)を行っている場合には、(後略)	(前略) 農家民宿、農家レストランなど)を行っている場合には、(後略)
米生産費調査票(個別経営体用)	括弧内※2	この調査での生産とは自家生産のことをいい、(後略)	この調査での食用米の生産とは自家生産のことをいい、(後略)
	【2】生産物の販売等の状況の「1 食用米の販売状況等(玄米換算)及び「2 稲わら、くず米の販売状況等」の設問文	(前略) 実際に販売したものは用途別に販売金額から撤出費(後略)	(前略) 実際に販売したものは販売金額から撤出費(後略)
	【2】生産物の販売等の状況の「2 稲わら、くず米の販売状況等」の「(2) くず米及びもみから」の青枠内の説明文	(前略) ください。(販売、自家用、その他(廃棄等)) (後略)	(前略) ください。(販売用、自家用、その他(廃棄等)) (後略)
	【2】生産物の販売等の状況の「当年度の水稲栽培の特徴」の3の設問	(2) 直播栽培の導入	(2) 直まき栽培の導入
	【9】農業機械(生産管理機器を含む。)の所有状況の型式コード表	(13 田植機) 3 6条植	(13 田植機) 3 6条植以上
	【11】土地の面積及び地代の青枠内の【例】負担割合の計算式	(略) =○○%	(略) ×100=○○%
	【13】飼料用米の作付状況、費用及び労働時間の「2 稲わら販売状況等」の設問文	(前略) また、実際に販売したものは用途別に販売金額から撤出費(後略)	(前略) また、実際に販売したものは販売金額から撤出費(後略)
	麦類生産費調査票(個別経営体)	【2】生産物の販売等の状況の「2 ビール麦の販売内訳(玄米換算)」	2 ビール麦の販売内訳(玄米換算)
【2】生産物の販売等の状況の「1 対象品目の麦(二条大麦のうちビール麦を除く。)の品質・用途別の販売状況等(玄米換算)及び「2 ビール麦の販売内訳(玄米換算)」の設問文		(前略) 実際に販売したものは用途別に販売金額から撤出費(後略)	(前略) 実際に販売したものは販売金額から撤出費(後略)
【2】生産物の販売等の状況(続き)の「3 麦わら、くず麦の販売状況等」の設問文		(前略) なお、実際に販売したものは用途別に販売金額から撤出費(後略)	(前略) なお、実際に販売したものは販売金額から撤出費(後略)
【11】土地の面積及び地代の青枠内の【例】負担割合の計算式		(略) =○○%	(略) ×100=○○%
そば生産費調査票	【そば負担割合の設定方法】の「(1) 倉庫(建物)の場合」の説明文	(前略) 使用した面積の割合を「そば負します。」	(前略) 使用した面積の割合を「そば負担割合」とします。
	【2】生産物の販売等の状況の「1 そばの品質・用途別の販売状況等(玄米換算)及び「2 くずそば等の状況」の設問文	(前略) なお、実際に販売したものは用途別に販売金額から撤出費(後略)	(前略) なお、実際に販売したものは販売金額から撤出費(後略)
	【2】生産物の販売等の状況 2くずそば等の状況の表中 自家用の内容例示	家計用に仕向けた(後略)	自家用に仕向けた(後略)
	【11】土地の面積及び地代の青枠内の【例】負担割合の計算式	(略) =○○%	(略) ×100=○○%
大豆生産費調査票(個別経営体)	【2】生産物の販売等の状況の「1 大豆の品質・用途別の販売状況等」及び「2 くず大豆等の状況」の設問文	(前略) なお、実際に販売したものは用途別に販売金額から撤出費(後略)	(前略) なお、実際に販売したものは販売金額から撤出費(後略)
	【11】土地の面積及び地代の青枠内の【例】負担割合の計算式	(略) =○○%	(略) ×100=○○%
原料用かんしょ生産費調査票	括弧内※2	この調査でのでん粉原料用かんしょとは自家生産のことをいい(後略)	この調査でのでん粉原料用かんしょの生産とは自家生産のことをいい(後略)
	【調査票の記入方法(でん粉原料用かんしょ(でん原)負担割合について)】	【調査票の記入方法(でん粉原料用かんしょ(でん原)負担割合について)】	【調査票の記入方法(でん粉原料用かんしょ負担割合について)】
	【調査票の記入方法(でん粉原料用かんしょ(でん原)負担割合について)】の例1、例2の青枠内の説明文	でん粉原料用かんしょ(でん原)負担割合には(後略)	でん粉原料用かんしょ負担割合には(後略)
	【でん粉原料用かんしょ(でん原)負担割合の設定方法】	【でん粉原料用かんしょ(でん原)負担割合の設定方法】	【でん粉原料用かんしょ負担割合の設定方法】
	【でん粉原料用かんしょ(でん原)負担割合の設定方法】の「(1) 倉庫(建物)の場合」の青枠内の説明文	(前略) でん粉原料用かんしょ以外の作物に90㎡を使用した場合の「でん粉原料用かんしょ」	(前略) でん粉原料用かんしょ以外の作物に90㎡を使用した場合の「でん粉原料用かんしょ負担割合」は70%(210㎡÷300㎡×100)になります。
	【でん粉原料用かんしょ(でん原)負担割合の設定方法】の「(2) 農機具(トラクター)の場合」の青枠内の説明文	(前略) の「でん粉原料用かんしょ(でん原)負担割合」は40%(80時間÷120時間×100)になります。	(前略) の「でん粉原料用かんしょ負担割合」は40%(80時間÷200時間×100)になります。
	【2】生産物の販売等の状況の「2 くずいも等の状況」の設問文	(前略) 芋づる等について、家計用に仕向けた(後略)	(前略) 芋づる等について、自家用に仕向けた(後略)
	【10】農具の購入費等の表の生産管理関係の費用の内容例示	【技術習得の費用】(中略)・営農、技出習得等に関する専門書の購入費	【技術習得の費用】(中略)・営農、技術習得等に関する専門書の購入費
【11】土地の面積及び地代の青枠内の【例】負担割合の計算式	(略) =○○%	(略) ×100=○○%	

対象調査票	訂正箇所	修正前	修正後
原料用ばれいしよ生産費調査票	括弧内※2	でん粉原料用ばれいしよとは自家生産のことをいい（後略）	この調査でのでん粉原料用ばれいしよの生産とは自家生産のことをいい（後略）
	【調査票の記入方法（でん粉原料用ばれいしよ（でん原）負担割合について）】	【調査票の記入方法（でん粉原料用ばれいしよ（でん原）負担割合について）】	【調査票の記入方法（でん粉原料用ばれいしよ負担割合について）】
	【調査票の記入方法（でん粉原料用ばれいしよ（でん原）負担割合について）の例1、例2の青枠内の説明文】	でん粉原料用ばれいしよ（でん原）負担割合には（後略）	でん粉原料用ばれいしよ負担割合には（後略）
	【でん粉原料用ばれいしよ（でん原）負担割合の設定方法】	【でん粉原料用ばれいしよ（でん原）負担割合の設定方法】	【でん粉原料用ばれいしよ負担割合の設定方法】
	【でん粉原料用ばれいしよ（でん原）負担割合の設定方法】の「(1) 倉庫（建物）の場合」の青枠内の説明文】	（前略）「でん粉原料用ばれいしよ（でん原）負担割合」は（後略）	（前略）「でん粉原料用ばれいしよ負担割合」は（後略）
	【でん粉原料用ばれいしよ（でん原）負担割合の設定方法】の「(2) 農機具（トラクター）の場合」の青枠内の説明文】	（前略）「でん粉原料用ばれいしよ（でん原）負担割合」は40%（80時間÷200時間）	（前略）「でん粉原料用ばれいしよ負担割合」は40%（80時間÷200時間×100）になります。
	【2】生産物の販売等の状況の「2 くずいも等の状況」の設問文】	（前略）くずいも等について、家計用に仕向けた（後略）	（前略）くずいも等について、自家用に仕向けた（後略）
	【6】借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子の青枠内の説明文】	（前略）でん粉原料用ばれいしよ以外金額を含めて記入する場合には、（後略）	（前略）でん粉原料用ばれいしよ以外金額を含めて記入する場合には、（後略）
【11】土地の面積及び地代の青枠内の【例】負担割合の計算式	（略）＝〇〇%	（略）×100＝〇〇%	
なたね生産費調査票	【2】生産物の販売等の状況の「1 なたねの用途別の販売状況等」及び「2 絞りかす等の状況」の設問文】	（前略）なお、実際に販売したものは用途別に販売金額から搬出費（後略）	（前略）なお、実際に販売したものは販売金額から搬出費（後略）
	【11】土地の面積及び地代の青枠内の【例】負担割合の計算式	（略）＝〇〇%	（略）×100＝〇〇%
てんさい生産費調査票	括弧内※	※ この調査でのてんさいの生産とは自家生産のことを（後略）	※1 てんさいとは砂糖原料用とする目的で栽培しているてんさいです。 ※2 この調査でのてんさいの生産とは自家生産のことを（後略）
	【2】生産物の販売等の状況の「2 ビート・トップ等の状況」の表の自家用の内容例示】	家計用に仕向けた（後略）	自家用に仕向けた（後略）
	【2】生産物の販売等の状況（続き）の「2 ビート・トップ等の状況」の設問文】	（前略）なお、実際に販売したものは用途別に販売金額から搬出費（後略）	（前略）なお、実際に販売したものは販売金額から搬出費（後略）
	【2】生産物の販売等の状況の「当年産のてんさい栽培の特徴」の3の設問】	(2) 直播栽培の導入	(2) 直まき栽培の導入
	【10】農具の購入費等の表の生産管理関係の費用の内容例示】	【技術取得の費用】	【技術習得の費用】
【11】土地の面積及び地代の青枠内の【例】負担割合の計算式	（略）＝〇〇%	（略）×100＝〇〇%	
さとうきび生産費調査票	括弧内※2	この調査でのさとうきび生産とは自家生産のことをいい、（後略）	この調査でのさとうきびの生産とは自家生産のことをいい（後略）
	【2】生産物の販売等の状況（続き）の「2 梢頭部等の状況」の設問文】	（前略）なお、実際に販売したものは用途別に販売金額から搬出費（後略）	（前略）なお、実際に販売したものは販売金額から搬出費（後略）
	【7】建物及び構築物（土地改良施設を含む。）の所有状況の種類コード表	構築物 15 コンクリートけい坪 16 暗きよ排水施設 17 客土 31 その他の構築物 18 作業道 19 用水路 25 たい肥盤 25 たい肥盤	構築物 15 コンクリートけい坪 16 暗きよ排水施設 17 客土 18 作業道 19 用水路 25 たい肥盤 31 その他の構築物
	【10】農具の購入費等の表の生産管理関係の費用の内容例示】	【技術取得の費用】 （中略） ・営農、技術取得等に関する専門書の購入費	【技術習得の費用】 （中略） ・営農、技術習得等に関する専門書の購入費
	【11】土地の面積及び地代の青枠内の【例】負担割合の計算式	（略）＝〇〇%	（略）×100＝〇〇%
	米生産費調査票（組織法人経営体）	【2】生産物の販売等の状況の「1 食用米の販売状況等（玄米換算）」及び「2 稲わら、くず米の販売状況等」の設問文】	（前略）なお、実際に販売したものは用途別に販売金額から搬出費（後略）
【2】生産物の販売等の状況の「当年産の水稲栽培の特徴」の3の設問】	(2) 直播栽培の導入	(2) 直まき栽培の導入	
【9】農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況の型式コード表	(13 田植機) 3 6条植	(13 田植機) 3 6条植以上	
【10】農具の購入費等の表の生産管理関係の費用の内容例示】	【技術取得の費用】 （中略） ・営農、技術取得等に関する専門書の購入費	【技術習得の費用】 （中略） ・営農、技術習得等に関する専門書の購入費	
【11】土地の面積及び地代の青枠内の【例】負担割合の計算式	（略）＝〇〇%	（略）×100＝〇〇%	
小麦生産費調査票（組織法人経営体）	【2】生産物の販売等の状況の「1 小麦の品質・用途別の販売状況等（玄麦換算）」及び「2 麦わら、くず麦の販売状況等」の設問文】	（前略）なお、実際に販売したものは用途別に販売金額から搬出費（後略）	（前略）なお、実際に販売したものは販売金額から搬出費（後略）
	【10】農具の購入費等の表の生産管理関係の費用の内容例示】	【技術取得の費用】 （中略） ・営農、技術取得等に関する専門書の購入費	【技術習得の費用】 （中略） ・営農、技術習得等に関する専門書の購入費
	【11】土地の面積及び地代の青枠内の【例】負担割合の計算式	（略）＝〇〇%	（略）×100＝〇〇%

対象調査票	訂正箇所	修正前	修正後
大豆生産費調査票 (組織法人経営体)	【大豆負担割合の設定方法】の「(1) 倉庫(建物)の場合」の説明文	(前略) 使用した面積の割合を「大豆負」とします。	(前略) 使用した面積の割合を「大豆負担割合」とします。
	【大豆負担割合の設定方法】の「(2) 農機具(トラクター)の場合」の説明文	(前略) 使用した時間の割合を「大豆負担割合」とします。	(前略) 使用した時間の割合を「大豆負担割合」とします。
	【2】生産物の販売等の状況の「1 大豆の品質・用途別の販売状況等」及び「2 くず大豆等の状況」の設問文	(前略) なお、実際に販売したものは用途別に販売金額から搬出費 (後略)	(前略) なお、実際に販売したものは販売金額から搬出費 (後略)
	【10】農具の購入費等の表の生産管理関係の費用の内容例示	【技術取得の費用】	【技術習得の費用】
	【11】土地の面積及び地代の青稈内の【例】負担割合の計算式	(略) = $\frac{\text{〇〇}}{\text{〇〇}} \times 100\%$	(略) $\times 100 = \text{〇〇}\%$
牛乳生産費統計調査票	【調査対象畜負担割合の設定方法】の「(2) 畜舎の場合」の青稈内の例文	例: 畜舎全体の面積が240㎡で、うち調査対象畜(酪農)に190㎡、肥育牛に50㎡をそれぞれ使用している場合の調査対象畜負担割合は80% ($\frac{190\text{㎡}}{240\text{㎡}} \times 100$) になります。	例: 畜舎全体の面積が300㎡で、うち調査対象畜(酪農)に240㎡、肥育牛に60㎡をそれぞれ使用している場合の調査対象畜負担割合は80% ($\frac{240\text{㎡}}{300\text{㎡}} \times 100$) になります。
	【3】調査対象畜の生産に使用した資材等の「9 その他の資材等」の表	購入 数量欄	記入欄削除(斜線)
	【4】物件税及び公課諸負担の「2 公課諸負担」の青稈内の説明文	○集落協議会費、(中略) 収入割合を「調査対象畜負担割合」欄に記入してください。	○集落協議会費、(中略) 収入割合を「調査対象畜負担割合」欄に記入してください。
	【6】借入金(買掛未払金を含む。)及び支払利子の表	「買掛未払金」の記入欄に「万、千、百、十」の単位	(削除)
	【8】自動車(自動二輪・三輪を含む。)の所有状況の形式コード表	(1 貨物自動車) 1 軽自動車 2 普通自動車(ダンブ式) 9 普通自動車(ダンブ式以外)	(1 貨物自動車) 1 軽自動車 2 普通自動車(ダンブ式) 3 普通自動車(ダンブ式以外)
子牛生産費統計調査票	【調査対象畜負担割合の設定方法】の「(2) 畜舎の場合」の青稈内の例文	例: 畜舎全体の面積が240㎡で、うち調査対象畜に190㎡、肥育牛に50㎡をそれぞれ使用している場合の調査対象畜負担割合は80% ($\frac{190\text{㎡}}{240\text{㎡}} \times 100$) になります。	例: 畜舎全体の面積が300㎡で、うち調査対象畜に240㎡、肥育牛に60㎡をそれぞれ使用している場合の調査対象畜負担割合は80% ($\frac{240\text{㎡}}{300\text{㎡}} \times 100$) になります。
	【3】調査対象畜の生産に使用した資材等の「9 その他の資材等」の表	購入 数量欄	記入欄削除(斜線)
	【4】物件税及び公課諸負担の「2 公課諸負担」の青稈内の説明文	○集落協議会費、(中略) 収入割合を「調査対象畜負担割合」欄に記入してください。	○集落協議会費、(中略) 収入割合を「調査対象畜負担割合」欄に記入してください。
	【6】借入金(買掛未払金を含む。)及び支払利子の表	「買掛未払金」の記入欄に「万、千、百、十」の単位	(削除)
	【9】自動車(自動二輪・三輪を含む。)の所有状況の形式コード表	(1 貨物自動車) 1 軽自動車 2 普通自動車(ダンブ式) 9 普通自動車(ダンブ式以外)	(1 貨物自動車) 1 軽自動車 2 普通自動車(ダンブ式) 3 普通自動車(ダンブ式以外)
育成牛・肥育牛生産費統計調査票	【調査対象畜負担割合の設定方法】の「(2) 畜舎の場合」の青稈内の例文	例: 畜舎全体の面積が240㎡で、うち調査対象畜に190㎡、調査対象畜以外に50㎡をそれぞれ使用している場合の調査対象畜負担割合は80% ($\frac{190\text{㎡}}{240\text{㎡}} \times 100$) になります。	例: 畜舎全体の面積が300㎡で、うち調査対象畜に240㎡、調査対象畜以外に60㎡をそれぞれ使用している場合の調査対象畜負担割合は80% ($\frac{240\text{㎡}}{300\text{㎡}} \times 100$) になります。
	【調査対象畜負担割合の設定方法】の「(4) 倉庫の場合」の青稈内の例文	例: 倉庫全体の面積が150㎡で、うち調査対象畜に45㎡、自給牧草に75㎡を使用した場合の「調査対象畜負担割合」は30% ($\frac{45\text{㎡}}{150\text{㎡}} \times 100$)、 「自給牧草負担割合」は50% ($\frac{75\text{㎡}}{150\text{㎡}} \times 100$) になります。	例: 倉庫全体の面積が150㎡で、うち調査対象畜に45㎡、自給牧草に75㎡を使用した場合の「調査対象畜負担割合」は30% ($\frac{45\text{㎡}}{150\text{㎡}} \times 100$)、 「自給牧草負担割合」は50% ($\frac{75\text{㎡}}{150\text{㎡}} \times 100$) になります。
	【3】調査対象畜の生産に使用した資材等の「8 その他の資材等」の表	購入 数量欄	記入欄削除(斜線)
	【4】物件税及び公課諸負担の「2 公課諸負担」の青稈内の説明文	○集落協議会費、(中略) 収入割合を「調査対象畜負担割合」欄に記入してください。	○集落協議会費、(中略) 収入割合を「調査対象畜負担割合」欄に記入してください。
	【6】借入金(買掛未払金を含む。)及び支払利子の表	「買掛未払金」の記入欄に「万、千、百、十」の単位	(削除)
【9】自動車(自動二輪・三輪を含む。)の所有状況の形式コード表	(1 貨物自動車) 1 軽自動車 2 普通自動車(ダンブ式) 9 普通自動車(ダンブ式以外)	(1 貨物自動車) 1 軽自動車 2 普通自動車(ダンブ式) 3 普通自動車(ダンブ式以外)	
肥育豚生産費統計調査票	【調査対象畜負担割合の設定方法】の「(1) 配合飼料の場合」の説明文	経営全体の家畜(調査対象畜+肥育牛)の飼養頭数のうち、(後略)	経営全体の家畜(調査対象畜+豚以外の家畜)の飼養頭数のうち、(後略)
	【調査対象畜負担割合の設定方法】の「(2) 倉庫の場合」の青稈内の例文	例: 倉庫全体の面積が240㎡で、うち豚の飼料置き場に190㎡、米の肥料置き場に50㎡をそれぞれ使用している場合の調査対象畜負担割合は80% ($\frac{190\text{㎡}}{240\text{㎡}} \times 100$) になります。	例: 倉庫全体の面積が300㎡で、うち豚の飼料置き場に240㎡、米の肥料置き場に60㎡をそれぞれ使用している場合の調査対象畜負担割合は80% ($\frac{240\text{㎡}}{300\text{㎡}} \times 100$) になります。
	【調査対象畜負担割合の設定方法】の「(3) 青稈内の例文	(前略) 米の生産に30日使用した場合の「調査対象畜負担割合」は (後略)	(前略) 米の生産に30日使用した場合の調査対象畜負担割合は (後略) 「」を削除
	【3】調査対象畜の生産に使用した資材等の「8 その他の資材等」の表	購入 数量欄	記入欄削除(斜線)
	【3】調査対象畜の生産に使用した資材等の「8 その他の資材等」の表	「自給」の記入欄に「%」の単位	(削除)
	【6】借入金(買掛未払金を含む。)及び支払利子の表	「買掛未払金」の記入欄に「万、千、百、十」「%」の単位	(削除)
【9】自動車(自動二輪・三輪を含む。)の所有状況の形式コード表	(1 貨物自動車) 1 軽自動車 2 普通自動車(ダンブ式) 9 普通自動車(ダンブ式以外)	(1 貨物自動車) 1 軽自動車 2 普通自動車(ダンブ式) 3 普通自動車(ダンブ式以外)	

別紙 2

調査事項の変更状況及び審議結果について（本文に記載のものを除く。）

調査票名	調査事項	変更内容	審議結果
経営統計調査票	事業収支の概要・事業経費、投資と資金調達の状況等	事業収支・事業経費の概要、過去1年間の事業への投資及び資金調達の状況、主要な農業固定資産の保有状況、土地の保有面積を把握する調査事項の再編	施策ニーズ等へ対応を図るものであり、適当
	労働の概要、給与の状況	過去1年間の事業従事者の労働状況（個人経営体・法人経営体）、雇用形態別・男女別給与支給額、有給役員の男女別平均年齢（法人経営体）を把握する調査事項の新設・再編	施策ニーズ等へ対応を図るものであり、適当
生産費調査票	生産物の販売等の状況	農産物の販売数量・販売金額、自家用・組織内消費した数量の割合、副産物（稲わら等）の販売数量の割合・販売金額並びに自家用・組織内消費量の割合を把握する調査事項の再編	施策ニーズ等へ対応を図るものであり、適当
		牛乳の月別生産数量・販売価額、耳標番号を登録しなかった子牛の品種別・雌雄別頭数、初回種付けした繁殖雌牛の個体識別番号、対象畜の販売金額、きゅう肥の用途別利用割合・販売金額、肥育豚・子豚の月別飼養頭数、繁殖雌豚の分べん状況、死亡・とう汰した肥育豚・肥育用子豚の月別頭数等を把握する調査事項の再編	施策ニーズ等へ対応を図るものであり、適当
	建物及び構築物の所有状況等	建物及び構築物、自動車及び農業機械の取得価額・修繕費等、並びに農具の購入費等を把握する調査事項の再編	報告者の記入負担抑制にも留意しつつ、効率的な調査の実施や調査結果の正確性向上を図るとともに、施策ニーズ等の結果利用に対応するものであり、適当
	土地の面積及び地代	所有地の面積、借入地の面積及び地代・賃借料を把握する調査事項の再編	施策ニーズ等へ対応を図るものであり適当
	作業別労働時間	農産物に係る生産費調査票においては、個別経営体における家族及び雇用者の作業種類別労働時間、組織法人経営体における構成員及び雇用者の作業種類別労働時間、支払賃金等、畜産物に係る生産費調査票においては、定型作業及び定型作業以外の作業種類別の作業時間、支払賃金を把握する調査事項の再編	施策ニーズ等へ対応を図るものであり適当
	搾乳牛等の所有状況及び乳用牛の月齢別の飼育経費	農家団体コード、搾乳牛の取引状況等、乳用牛（後継牛）の月齢別の飼育経費等を把握する調査事項の新設・再編	施策ニーズ等へ対応を図るものであり適当